

リガクグリーン調達基準

VER.1

制定: 2023年11月1日

リガク・ホールディングス株式会社

目 次

1. はじめに
 2. 目的
 3. 適用範囲
 4. お取引先様へのお願い事項
 - 4-1)環境マネジメントシステムについて
 - 4-2)製品含有化学物質管理について
 - ①製品含有化学物質管理に関する品質保証体制の構築
 - ②製品含有化学物質調査ご協力をお願い
 - ③変更管理の対応
 - ④不適合品の対応
 5. 用語の定義
- 別紙1. リガク含有禁止物質・管理物質リスト(別紙)

1. はじめに

リガク・グループ(以下、当グループという)は、地球環境保全が人類の存続と企業の恒久的な繁栄、持続のための重要課題であることの認識を共有し、環境マネジメント意識の高い企業であることを目指します。

事業活動にあたっては継続的に環境保全改善活動を実施し、環境負荷の低減に努めます。また環境関連の法律・規則・協定および社内規定などを遵守し、環境に配慮した製品およびサービスをお客様に提供するため、省エネ、省資源、有害化学物質の削減などの環境配慮設計に取り組むなど製品の企画段階から考慮するとともに、調達、製造、輸送、使用、リサイクル・廃棄に至るまで、環境への影響を最小限に抑えます。

部品・材料におきましては、サプライチェーン全体における環境配慮が不可欠であり、環境保全に積極的に取り組んでいる企業様とのお取引を優先して、品質や価格だけではなく環境に与える影響を考慮している部品・材料を優先的に調達することが重要となってきます。これにはお取引先様各位のご協力が不可欠です。

当社のみならず、お取引先様各位にも環境活動のしくみを構築いただき、環境保全活動の推進や、リガク製品並びにお取引先様製品の環境負荷物質削減のための化学物質管理の徹底、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

リガク・グループ 製品含有化学物質管理委員会

2. 目的

この「リガクグリーン調達基準」は 当社の製品に使用される部材や製造委託品に関して、禁止物質および規制等の化学物質を明確にし、調達する部材、製造委託品に対する化学物質の調査・管理方法を定め、各国の製品環境関連法規の遵守と環境負荷低減を図り、お取引先様各位と共に人の健康と地球環境保全に貢献することを目的とします。

3. 適用範囲

当社で設計製造する製品に使用される完成品、半製品、部材、原材料、当社製品出荷用の包装材、及びお取引先様に製造委託し、当社の商標で販売する製品に組み込まれて出荷されるものすべてに適用します。

ただし、以下のものに関しては対象外とします。

- ・ 当社が提供している支給部品や材料(当社にて調査)及び当社が図面で指示している場合
- ・ 治工具類など直接当社の製品に組み込まれないもの(ただし、当社製造工程等で使用される装置や設備・治工具において、当社製品、及び直接材料に接触し、接触部分の物質が付着、転写して当社製品に残留する可能性があるものは対象とします)

4. お取引先様への要求事項

4-1)環境マネジメントシステムについて

環境マネジメントシステムとして、ISO14001、KES、エコアクション21 等の第三者機関の認証を取得されていることを推奨します。可能な限り、第三者機関の認証取得をお願いします。環境方針を定め、環境保全活動に対する継続的改善の実施、法規制の遵守をお願いします。

4-2)製品含有化学物質管理について

当社はグローバルに製品を供給しており、RoHS指令はもとより、REACH規則、POPs条約、TSCA、その他世界中の輸出国の法規制を順守する必要があります。

各お取引先様におかれましては、以下のご対応をお願いいたします。

① 製品含有化学物質管理に関する品質保証体制の構築

- ・ 製品含有化学物質の管理/維持のための仕組みを構築し、適切な運用をお願いいたします。
- ・ 製品の禁止物質非含有を確実に管理願います。
- ・ 二次以降の取引先様に対しても、御社が責任をもってグリーン調達を要求するとともに、材料の禁止物質の不使用や成分情報の把握などを管理する仕組みの構築をお願いします。
- ・ 製造工程での材料誤使用、混入、汚染(コンタミ)なども発生しないよう対策願います。

ご参考: JAMP資料ガイドライン最新版 URL: <https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

② 製品含有化学物質調査ご協力のお願い

当社の調達品や製造委託品において、法規制の化学物質追加等により製品含有化学物質調査を随時実施させていただきますのでご対応をお願いいたします。調査フォーマットやツールについては調達部材により異なる場合がありますので、取引部門の指示に従ってください。

代表的なものとして下記があります。

- ・ chemSHERPA(経済産業省主導)
ご参考JAMP:URL: <https://chemsherpa.net/tool>
 - ・ 特定の化学物質に関する非含有証明書
当社関連部材でリスクの観点から関連する禁止物質を抽出しています。なお各国法規制動向により対象化学物質は更新されることがあります。
 - ・ 成分表やSDS、MILシートなど関連資料(要請時)
 - ・ 分析データやその他調査票(要請時)
- ※ 法規制や顧客要求などにより、本基準書に含まれていない内容に関するデータや文書の提出をお願いすることがあります。(提出書面の種類、提出期限、提出先などを個別にご案内いたします)
- 法規制などの変更に伴い、各種証明書や調査資料等を再提出していただくことがあります。ご提出いただいた資料は、当社から顧客に提出する場合がありますので、予めご了承をお願いします。
- ※ 新規製品採用は上記のうちの必要資料が揃っていることが前提となります。(個別に要請)
- ※ RoHS規制には適用除外がありますが、期限の定められたものもあります。期限に間に合うように代替品提案をお願い致します。

③ 変更管理の対応

当社から指定された材料、もしくは従来からの材料に変更が生じる場合など成分が変わる可能性がある場合は、速やかに当社取引部門までご連絡いただけますようお願いいたします。

④ 不適合品の対応

万一、調達品に禁止物質の含有、管理物質の閾値を超える含有など、当社基準に対する不適合が発生した場合は、速やかに当社購買部門にご連絡をお願いします。またお取引先様各位からの代替品の提案を頂きますようお願い致します。

別紙1. リガク含有禁止 物質・管理物質リスト

当社における禁止・管理対象物質は部材種類や用途より、別紙(当社ホームページに掲載のリガク含有禁止物質・管理物質リスト)として定めることといたします。ただし各国が規制する法令には、別途従う必要があります。

含有禁止物質・管理物質リストで指定される禁止物質は、図面に指示が無くても使用や添加を禁止とし、閾値が規定されている場合は閾値を超える含有を禁止します。なお世界の法規制動向等により本リストは更新されることがあります。最新版につきましては、当社ホームページをご確認ください。

5. 用語の定義

禁止物質	現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質、または期限を定めて製品含有が禁止される物質。
管理物質	対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図的使用」、あるいは、「含有既知」である場合を把握対象とする。
RoHS指令	Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (2011/65/EU)の略。 EUの規制で、2006年7月1日以降、EU市場で、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、又は臭素系難燃剤(PBBとPBDE)が閾値を超えて含有する電気・電子製品の販売を禁止している。2019年7月22日からは上記に加え、DEHP(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))、BBP(フタル酸ブチルベンジル)、DBP(フタル酸ジブチル)、DIBP(フタル酸ジイソブチル)も制限され、2022年末時点で合計10物質。
REACH規則	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals(1907/2006)の略。EUの規制で、2007年6月1日に発効した、化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の制度。EU市場に物質・調剤および成形品を上市する製造業者および輸入業者は、一定の条件下において、物質の評価・登録、成形品中の物質の登録・届出、および、成形品中の含有物質に関する情報提供の義務などが課せられる。主に成形品中の含有情報の提供が求められる。
含有	含有とは、意図的添加の有無に関わらず、調達品を構成する部品・材料に物質が成分・内容物として含まれていること、または付着していることをいいます。
意図的添加	意図的添加とは、調達品の特定の特性・外観または品質をもたらすために、意図的に物質を使用することをいいます。
均質材料	異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味する。 例：リードめっき等、プリント基板の場合は配線材・ソルダーレジスト・めっき等はそれぞれ別の均質材料とみなす。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品などがある。
化学物質	化学元素、および自然の状態においてまたは何らかの製造プロセスによって得られたその化学元素の化合物。

JAMP (アーティクルマネジ メント推進協議会)	Joint Article Management Promotion-consortiumの略。成形品が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組み作りや普及を進めている業界横断的な協議会。
chemSHERPA (ケムシエルパ)	製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するため、経済産業省主導で作成されたデータ作成支援ツールの名称。対象とする物質リストに基づく成分情報、成形品については製品分野ごとの遵法判断情報などの伝達が可能となる。

【改訂履歴】

Ver.	改訂年月	改定内容	詳細
1	2023/11/1	初版	

○問い合わせ先

リガク・グループ 製品含有化学物質管理委員会

E-mail: kankyo@rigaku.co.jp